

社会福祉法人ひかり会
役員等費用弁償および報酬、退職金規程

社会福祉法人ひかり会役員等費用弁償および報酬、退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかり会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償および報酬、退職金に関する事項を定める。

(費用弁償および報酬)

第2条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、次のとおり報酬を支払い、その費用を弁償する。

報酬 1日につき 5,000円（源泉所得税控除後の額）

交通費 役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じた交通費の実費額

宿泊料 1泊につき12,000円

2 役員等が理事会あるいは評議員会に出席したときは、次のとおり報酬を支払う。但し、役員が職員の場合は支給しない。

報酬 1日につき 7,000円（源泉所得税控除後の額）

3 監事が法人の監査を行った場合の報酬と交通費は、次のとおりとする。

報酬 1日つき 15,000円（源泉所得税控除後の額）

交通費 実費

4 監事が監督官庁の監査に立会った場合の報酬と交通費は、次のとおりとする。

報酬 1日つき 10,000円（源泉所得税控除後の額）

交通費 実費

(退職金)

第3条 役員等が退職した場合には、次のとおり退職金を支払う。

在職年数×5,000円（但し1年未満は切り捨てとする。）

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月23日改正し施行する。